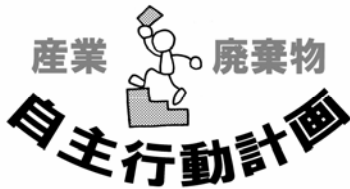


産業廃棄物 自主行動計画 について

新しい制度が
できました



□ なぜ、この制度が作られたのでしょうか？

<背景>

産業廃棄物の処理を巡っては、一部の悪質業者等による不適正処理の問題のみをクローズアップした報道などにより、廃棄物関連事業者全体に対する無理解が今なお存在し、これらが循環型社会へ向けた新たな取組や施設の設置の障害にもなっています。

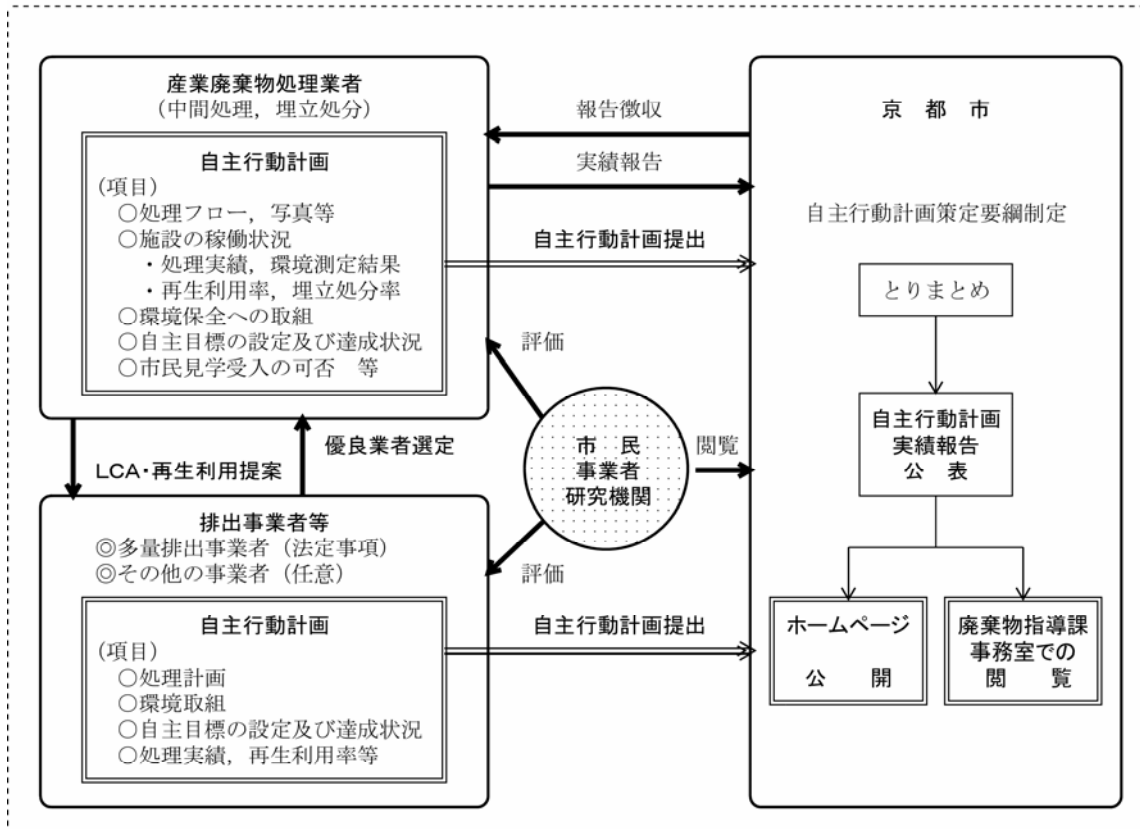
また、多くの処理業者は、零細で情報開示や地域社会への貢献なども必ずしも十分でなく、地域住民との間に十分な相互理解が得られている状況にありません。

そこで本市では平成16年3月に策定した「新京都市産業廃棄物処理指導計画」で、産業廃棄物の処理に係る情報開示を推進する標記制度を規定し、平成18年度より要綱を定め実施することとしたものです。

<目的>

事業者の情報開示による産業廃棄物処理の透明性の確保及び先進的かつ優良な事業者へのインセンティブの付与により市民の信頼性の向上を図ろうとするものです。

「産業廃棄物自主行動計画策定・公表制度」のイメージ



□ 計画は義務なのでしょうか？ 作り方は？

義務ではありませんが、自社の紹介や、前向きな取組を発表するツールの一つとして、どうぞ活用ください。

様式

入手

- ・同封の様式に書き込む（コピー可）
 - ・廃棄物指導課ホームページからダウンロードする
（Word, 一太郎, PDF 形式の 3 種類を用意しています）
- （計画書は処理業者用と排出事業者用の 2 種類がありますので、該当する様式を御利用ください。）

処理業者用：様式 1 A～1 C 別紙

排出事業者用：様式 2 A～2 D

変更届（共通）：様式 3 A

記入

- ・取り組んでいる項目のみご記入ください（全ての欄を記入する必要はありません）
- ・取組に関して、自社ホームページや環境報告書に掲載されている場合は、そのコピーや PDF ファイルで代用いただけます。
- ・提出先（裏表紙参照）まで紙又は電子ファイルをお送りください。（電子メールで提出することも可能です。）

提出

- ・提出部数は正副 2 部です。

□ 作った計画はどうなるのでしょうか？

提出された自主行動計画書は、

- ・京都市のホームページに掲載されます。
- （計画書に自社ホームページのアドレスを記載された場合、記載されたアドレスから皆様のホームページへ直接リンク参照することも可能です。）
- ・京都市廃棄物指導課事務室で閲覧できます。

公開期間は、縦覧又はホームページに掲載した日から 1 年間です。ただし、変更報告書により変更や更新があった場合は、引き続き 1 年間公開します。